

■ 新型コロナウイルス感染症への対応について

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、電気料金のお支払いにお困りのお客さまからお申し出があった場合は、電気料金の支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

特別措置の内容や申込方法、お問い合わせは、次頁をご参照ください。

なお、特別措置の適用対象に該当しないお客さまにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響により電気料金のお支払いにお困りの場合は、当社カスタマーセンターまでご相談ください。

■ 特別措置について

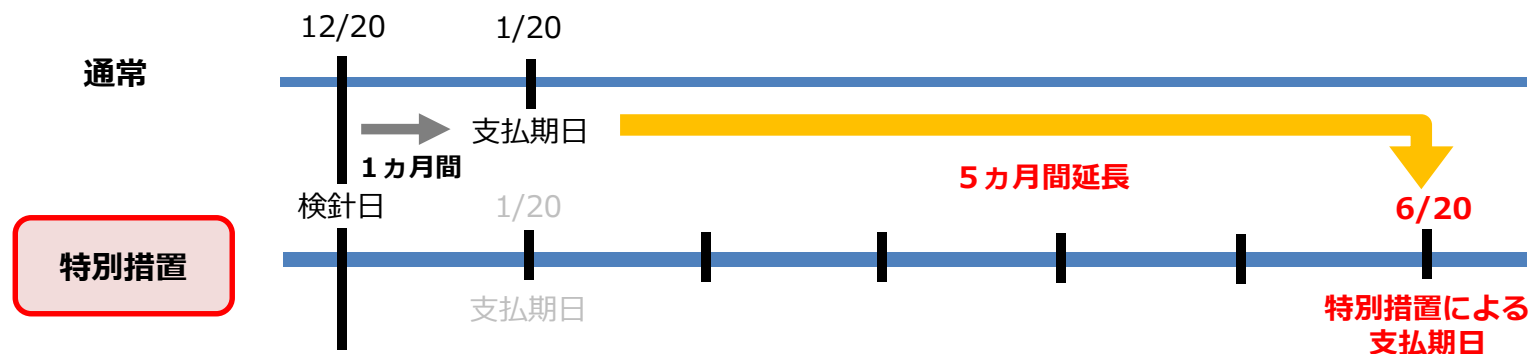
対象 お客さま

当社と電気需給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けており、または受けようとしている場合で、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま、または、お客さまからの申し出により新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

実施内容

電気料金の支払期日を令和2年3月分※～令和4年12月分は原則各々5ヵ月間延長し、令和5年1月分～2月分は原則4ヵ月間延長し、3月分～4月分は原則3ヵ月間延長し、5月分～6月分は原則2ヵ月間延長し、7月分～8月分は原則として1ヵ月間延長いたします。※支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限りです。

<イメージ図> 令和4年12月分



申込方法

- 生活福祉資金貸付制度の内容は、都道府県の社会福祉協議会にお問い合わせください。
 徳島県 : <https://fukushi-tokushima.or.jp/>
 高知県 : <http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>
 愛媛県 : <https://www.ehime-shakyo.or.jp/>
 香川県 : <http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/>
- 都道府県社会福祉協議会の緊急貸付に関する書類をお手元にご用意のうえ、右記までお電話をお願いいたします。

電話

カスタマーセンター



0120-459-410

受付時間 9:00~17:00

※土日、祝日は除きます。

(注) お申込み件数が多い場合、電話が繋がりにくいことがあります。順番にお繋ぎしますので、そのままお待ちいただくか、時間を変えておかけ直してください。

手続き

特別措置の適用